

2026年度版 日本パラ陸上競技連盟 クラス分け説明表（トラック・跳躍）

2026年4月1日

本表はWorld Para Athletics(WPA)のクラス分けマニュアルに基づいて理解しやすく一覧表にしたものです。詳しくはマニュアルを参照する必要があります。 クラス説明に該当しない障害は、各クラスにおける機能的に最も近いクラスを選択してください。

＜トラック・跳躍＞

障害種別	クラス	クラス説明
視覚障害	T11	視力0.0025未満（Log MAR2.6より低い視力）。
	T12	視力0.0025から0.032（Log MAR2.6から1.5まで）、または視野直径10度未満。
	T13	視力0.04から0.1まで（Log MAR1.4から1.0まで）、または視野直径40度未満。
	T14	視力または視野に最小の障害基準（MIC）に該当しない障害のあるもの。（国内限定クラス）
※各Log MARは数字が大きいほど低い視力を表す。 ※視力は矯正視力の良い眼で評価 ※視野は両眼、ゴールドマン視野計はⅢ/4eの直径で評価する。		
知的障害	T20	IQ75以下の知的障害のあるもの。
	ダウン症	IQ75以下の知的障害があり、かつダウン症の診断を受けているもの。（国内限定クラス）
筋緊張亢進 アテトーゼ 失調 （車椅子）	T30	脳血管障害による片麻痺者の車椅子使用者で、健側の上下肢で車椅子を駆動する。（国内限定クラス）
	T31	重度の四肢麻痺。下肢で車椅子を駆動する。痙性の程度は3から4。
	T32	痙直型またはアテトーゼ型の四肢麻痺。上肢で車椅子を駆動。上肢の痙性の程度は3。
	T33	中程度四肢麻痺。良いほうの上肢がほぼ正常である三肢麻痺か重度な片麻痺（座位バランス不良）の車椅子使用。上肢のみで車椅子駆動。上肢の痙性の程度は2、下肢の痙性の程度は3から4。
	T34	両麻痺（diplegia）で車椅子を上肢で駆動する。上肢よりも下肢の痙性が強い。上肢はほぼ正常で痙性の程度は1から2、下肢の痙性の程度は3から4。
筋緊張亢進 アテトーゼ 失調 （立位）	T35	両麻痺（diplegia）で、上肢はほぼ正常。下肢の痙性の程度が2から3。静的なバランスは良好だが、動的なバランスは不良。
	T36	歩行または走可能なアテトーゼか失調型の四肢麻痺。
	T37	歩行または走可能な片麻痺。痙性の程度は2から3。
	T38	極めて軽度な障害。筋緊張亢進、失調、アテトーゼの最小の障害基準（MIC）に該当する。
低身長	T40	身長発育が正常より著しく遅延するか、過小のまま停止したもの。 男性：身長130cm以下かつ上肢長59cm以下でその和が180cm以下 女性：身長125cm以下かつ上肢長57cm以下でその和が173cm以下
	T41	身長発育が正常より著しく遅延するか、過小のまま停止したもの。 男性：身長145cm以下で、かつ上肢長66cm以下でその和が200cm以下 女性：身長137cm以下で、かつ上肢長63cm以下でその和が190cm以下
四肢欠損 関節可動域制限 筋力低下 脚長差 （義足未使用・立位）	T42	片側及び両側の大腿切断（膝関節離断含む）で義足を使用しない。または片側及び両側の大腿切断と同等の下肢機能障害に該当するもの。
	T43	両大腿切断（足長の50%以上の切断を含む）で義足を使用しない。または両下肢がそれぞれ片下肢最小の障害基準（MIC）に該当するもの。
	T44	片大腿切断（足長の50%以上の切断を含む）で義足を使用しない。または片足関節の機能が全廃したもの。または、片下肢最小の障害基準（MIC）に該当するもの。
	T45	両上腕切断（両肘関節離断含む）、または両側がそれぞれ全ての走種目と跳躍種目に参加できる上肢の最小の障害基準（MIC）に該当するもの。
	T46	両前腕切断（両手関節離断含む）、または片上腕切断（片肘関節離断含む）、または片側が全ての走種目と跳躍種目に参加できる片上肢の最小の障害基準（MIC）に該当するもの。
	T47	片前腕切断（片手関節離断含む）または100m走から400m走と跳躍種目に参加可能な片側及び両側の上肢最小の障害基準（MIC）に該当するもの。
	T48	片下肢または両下肢に最小の障害基準（MIC）に該当しない障害のあるもの。（国内限定クラス）
	T49	片上肢または両上肢に最小の障害基準（MIC）に該当しない障害のあるもの。（国内限定クラス）
四肢欠損 関節可動域制限 筋力低下 脚長差 （車椅子）	T51	肘の屈筋および手首の背屈筋が機能する（筋力5）。肩関節の筋力は弱いこともあり、特に大胸筋や肘の伸筋の筋力が0から3。（神経機能残存レベル C5／6）
	T52	肩・肘・手関節の筋力は正常。ただし手指の屈伸筋の機能は不十分であり、手内筋は萎縮している。（神経機能残存レベル C7／8）
	T53	両上肢機能はほぼ正常。腹筋と下部背筋の機能がない。（神経機能残存レベル T1～T7）
	T54	両上肢正常。通常体幹のコントロールは十分で、駆動時も体幹を用いることができる。（神経機能残存レベル T8～S4） 最小の障害基準（MIC）の少なくとも1つ以上該当する障害のあるもの。 （下肢切断または欠損、可動域制限、筋力低下、脚長差）
	T55	下肢に最小の障害基準（MIC）に該当しない障害のあるもの。（国内限定クラス）
下肢切断 （義足使用・立位）	T61	両側に大腿義足、または、片大腿義足と片下腿義足を装着し競技するもの。
	T62	両側に下腿義足を装着し競技するもの。
	T63	片側に大腿義足を装着し競技するもの。
	T64	片側に下腿義足を装着し競技するもの。
フレームランニング	T71	協調運動障害を四肢または三肢に著明に認め随意運動能力が極端に低く、フレームランナーを使用し競技するもの。
	T72	補装具なしで短距離歩行可能。協調運動障害を認め、フレームランニング出場のための最小の障害基準に該当するもの。
聴覚障害	T00	聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そして機能障害の身体障害者手帳を所持しているもの。（WPAの出場資格に該当しない）

＊ クラスT14,ダウン症,T30,T48,T49,T55, T00は（一社）日本パラ陸上競技連盟独自の国内限定競技クラスです

2026年版 日本パラ陸上競技連盟 クラス分け説明表（投てき）

2026年4月1日

本表はWorld Para Athletics(WPA)のクラス分けマニュアルに基づいて理解しやすく一覧表にしたものです。詳しくはマニュアルを参照する必要があります。 クラス説明に該当しない障害は、各クラスにおける機能的に最も近いクラスを選択してください。

<投てき>

障害種別	クラス	クラス説明
視覚障害	F11	視力0.0025未満（Log MAR2.6より低い視力）。
	F12	視力0.0025から0.032（Log MAR2.6から1.5まで）、または視野直径10度未満。
	F13	視力0.04から0.1まで（Log MAR1.4から1.0まで）、または視野直径40度未満。
	F14	視力または視野に最小の障害基準（MIC）に該当しない障害のあるもの。（国内限定クラス）
※各Log MARは数字が大きいほど低い視力を表す。 ※視力は矯正視力の良い眼で評価 ※視野は両眼、ゴールドマン視野計はⅢ/4eの直径で評価する。		
知的障害	F20	IQ75以下の知的障害のあるもの。
	ダウン症	IQ75以下の知的障害があり、かつダウン症の診断を受けているもの。（国内限定クラス）
筋緊張亢進 アテトーゼ 失調 （座位）	F31	電動車椅子常用户。または普通型車椅子操作不可で介助にて移動。重度の痙直型またはアテトーゼ型四肢麻痺。痙性の程度は3から4。
	F32	中等度から重度の痙直型もしくはアテトーゼ型の四肢麻痺。上肢で車椅子を駆動。上肢の痙性の程度は3。
	F33	中程度四肢麻痺が良いほうの上肢がほぼ正常である三肢麻痺か重度な片麻痺（座位バランス不良）の車椅子使用。 上肢のみで車椅子駆動。上肢の痙性の程度は2。
	F34	両麻痺（diplegia）で車椅子を上肢で駆動する。上肢はほぼ正常。体幹のバランスや上肢機能良好。体幹の痙性の程度は1から2。
筋緊張亢進 アテトーゼ 失調 （立位）	F35	両麻痺（diplegia）で、上肢の力はほぼ正常。より障がいのない手は通常の握りやつまみが可能。下肢の痙性の程度が2から3。
	F36	歩行または走可能なアテトーゼか失調型の四肢麻痺。
	F37	歩行または走可能な片麻痺。体幹の回旋は円滑さに欠ける。
	F38	極めて軽度な障害。筋緊張の亢進、失調、アテトーゼがあるもの。筋緊張亢進、失調、アテトーゼの最小の障害基準（MIC）に該当する。
低身長	F40	身長発育が正常より著しく遅延するか、過小のまま停止したもの。 男性：身長130cm以下かつ上肢長59cm以下でその和が180cm以下 女性：身長125cm以下かつ上肢長57cm以下でその和が173cm以下
	F41	身長発育が正常より著しく遅延するか、過小のまま停止したもの。 男性：身長145cm以下で、かつ上肢長66cm以下でその和が200cm以下 女性：身長137cm以下かつ上肢長63cm以下でその和が190cm以下
四肢欠損 関節可動域制限 筋力低下 脚長差 （義足未使用・立位）	F42	片側及び両側の大腿切断（膝関節離断含む）で義足を使用しない。または片側及び両側の大腿切断と同等の下肢機能障害に該当するもの。
	F43	両下腿切断（足長の50%以上の切断を含む）で義足未使用、または両下肢がそれぞれ片下肢最小の障害基準（MIC）に該当するもの。
	F44	片下腿切断（足長の50%以上の切断を含む）で義足未使用、または片足関節の機能の全廃したもの。 または、片下肢最小の障害基準（MIC）に該当するもの。
	F45	投てき種目の片側及び両側の上肢最小の障害基準（MIC）に該当する障害のあるもの。
	F46	片側に投てき種目の片上肢最小の障害基準（MIC）に該当する障害のあるもの。 ※2013年までF47であったものは、2014年以降はF46に変更された。
	F48	片下肢または両下肢に最小の障害基準（MIC）に該当しない障害のあるもの。（国内限定クラス）
四肢欠損 関節可動域制限 筋力低下 脚長差 （座位）	F49	片上肢または両上肢に最小の障害基準（MIC）に該当しない障害のあるもの。（国内限定クラス）
	F51	肘の屈筋および手首の背屈筋が機能する。肘の伸筋は筋力3以下。手首の掌屈筋は機能しない。 肩が弱い場合がある。通常、用具を把持することはできない。座位バランス不良。（神経機能残存レベル C5／6）
	F52	肘の屈筋と伸筋、手首の背屈筋および掌屈筋が機能する。肩関節は正常である。指の屈伸は筋力3以下。通常、道具を把持することできない。 （神経機能残存レベル C7）
	F53	肩・肘・手関節の筋力が正常。指の屈伸は筋力4または5。ただし手の内在筋肉が機能するが正常ではない。用具を把持することができる。 （神経機能残存レベル C8） F52の上肢機能を持ち、部分的に体幹機能を併せ持つもの。
	F54	両上肢機能正常またはほぼ正常。腹筋と下部背筋の機能がない（神経機能残存レベル T1～T7）。 F52の上肢機能を持ち、正常またはそれに近い体幹機能を併せ持つもの。
	F55	両上肢機能正常。腹筋および背筋が機能し、ほぼ正常な体幹機能をもつ。股関節屈筋のわずかな収縮がみられる場合がある。 （神経機能残存レベル T8～L1）
	F56	両上肢機能正常。体幹の回旋と座位バランス良好。 車椅子から大腿部を上げる（股関節の屈筋）ことができる。膝を合わせる（股関節の内転）ことができる。 膝を伸ばす（膝関節の伸展）ことができる場合もある。膝を多少曲げること（膝関節の屈曲、筋力3以下）ができる場合もある。 股関節を外側へ開くこと（股関節の外転）ができない。（神経機能残存レベル L2～L4） 大腿長の1／2以上で切断している両大腿切断。下肢の筋力がほぼ1～2である不全麻痺のもの。
	F57	最小の障害基準（MIC）の少なくとも1つ以上該当する障害のあるもの。（下肢切断または欠損、可動域制限、筋力低下）
下肢切断 （義足使用・立位）	F58	下肢に最小の障害基準（MIC）に該当しない障害のあるもの。（国内限定クラス）
	F61	両側に大腿義足、または、片大腿義足と片下腿義足を装着し競技するもの。
	F62	両側に下腿義足を装着し競技するもの。
	F63	片側に大腿義足を装着し競技するもの。
聴覚障害	F64	片側に下腿義足を装着し競技するもの。
	F00	聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そして機能障害の身体障害者手帳を所持しているもの。（WPAの出場要件に該当しない）

* クラスF14,ダウン症,F48,F49,F58,F00は（一社）日本パラ陸上競技連盟独自の国内限定競技クラスです